

令和元年12月4日開会

令和元年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和元年12月定例会議議案

(1)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第1号	令和元年度宮古市一般会計補正予算（第6号）
議案第2号	令和元年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
議案第3号	令和元年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第4号	令和元年度宮古市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第5号	令和元年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	宮古市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第7号	宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第8号	宮古市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
議案第9号	宮古市学童の家条例の一部を改正する条例
議案第10号	宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例
議案第11号	宮古市コミュニティ消防防災センター条例の一部を改正する条例
議案第12号	宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例

議案第13号	宮古市立学校条例の一部を改正する条例
議案第14号	宮古市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例
議案第15号	田老総合事務所庁舎移転新築（建築）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
議案第16号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
議案第17号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
議案第18号	宮古地区広域行政組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

議案第1号

令和元年度宮古市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度宮古市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,294,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,602,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
11	地方交付税	12,060,881	15,509	12,076,390
	1 地方交付税	12,060,881	15,509	12,076,390
13	分担金及び負担金	210,318	1,267	211,585
	1 分担金	1	1,267	1,268
15	国庫支出金	5,246,185	147,467	5,393,652
	1 国庫負担金	3,846,167	38,666	3,884,833
	2 国庫補助金	1,377,958	108,801	1,486,759
16	県支出金	3,947,437	285,209	4,232,646
	2 県補助金	1,786,011	296,072	2,082,083
	3 委託金	239,219	△10,863	228,356
17	財産収入	57,324	2,738	60,062
	2 財産売払収入	8,281	2,738	11,019
19	繰入金	5,688,773	1,504,765	7,193,538
	1 基金繰入金	5,688,773	1,504,765	7,193,538
21	諸収入	779,009	21,951	800,960
	3 貸付金元利収入	507,166	4,398	511,564
	4 雑入	265,445	17,553	282,998
22	市債	6,627,300	315,400	6,942,700
	1 市債	6,627,300	315,400	6,942,700
補正されなかった款項にかかる額		9,691,239		9,691,239
** 歳入合計 **		44,308,466	2,294,306	46,602,772

2 歳出		(単位・千円)		
会計	一般会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
2	総務費	8,113,329	1,414,650	9,527,979
	1 総務管理費	6,229,381	1,425,843	7,655,224
	4 選挙費	115,294	△11,193	104,101
3	民生費	11,621,795	37,813	11,659,608
	1 社会福祉費	5,182,646	30,592	5,213,238
	2 児童福祉費	3,492,385	2,021	3,494,406
	3 生活保護費	1,376,979	5,200	1,382,179
4	衛生費	2,936,720	△480	2,936,240
	1 保健衛生費	1,860,064	△7,240	1,852,824
	2 清掃費	896,331	6,760	903,091
6	農林水産業費	2,416,088	101,218	2,517,306
	1 農業費	625,950	1,400	627,350
	2 林業費	357,446	8,488	365,934
	3 水産業費	1,432,692	91,330	1,524,022
7	商工費	1,291,152	2,000	1,293,152
	1 商工費	1,291,152	2,000	1,293,152
9	消防費	2,182,263	△5,459	2,176,804
	1 消防費	2,182,263	△5,459	2,176,804
10	教育費	3,824,135	5,785	3,829,920
	4 社会教育費	627,633	5,785	633,418
11	災害復旧費	3,255,159	734,381	3,989,540
	2 農林水産業施設災害復旧費	1,272,932	476,600	1,749,532
	4 文教施設災害復旧費	116,002	154,500	270,502
	5 その他公共施設・公用施設災害復旧費	153,292	103,281	256,573
12	公債費	3,132,038	4,398	3,136,436
	1 公債費	3,132,038	4,398	3,136,436
補正されなかった款項にかかる額		5,535,787		5,535,787
** 歳出合計 **		44,308,466	2,294,306	46,602,772

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位・千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 水産業費	重茂地区水産体験交流施設整備	102,459
8 土木費	2 道路橋りょう費	前須賀日立浜線道路改良	58,000
		市街地16号線道路改良	130,000
		荒巻笹見内地区道路整備	38,000
9 消防費	1 消防費	防災施設整備	4,100
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	道路河川災害復旧(東日本大震災)	110,000
	2 農林水産業施設災害復旧費	漁港施設災害復旧(令和元年台風19号)	358,000
		農地災害復旧(令和元年台風19号)	21,700
		農道災害復旧(令和元年台風19号)	91,700
		農業用施設災害復旧(令和元年台風19号)	5,200
	4 文教施設災害復旧費	社会教育施設災害復旧(令和元年台風19号)	154,500
合 計			1,073,659

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
道路補修等工事費	令和2年度	限度額 96,000千円
市街地33号線道路改良工事費	令和2年度	限度額 10,000千円
外国語指導助手業務委託料	令和2年度から 令和3年度まで	限度額 51,300千円

変更

事 項		期 間	限 度 額
海面養殖調査業務委託料	変更前	令和2年度	限度額 10,000千円
	変更後	同 上	限度額 13,000千円
陸上養殖調査業務委託料	変更前	令和2年度	限度額 2,500千円
	変更後	同 上	限度額 6,000千円

第4表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
消防防災施設整備事業	549,800	4,100	553,900	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところ による。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
災害復旧事業債	1,323,900	311,300	1,635,200	〃		
補正されなかった 地方債の額	5,303,400		5,303,400			
計	6,627,300	315,400	6,942,700			



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		一般会計 11 地方交付税 1 地方交付税			
目			補正前の額	補正額	計
1 地方交付税			12,060,881	15,509	12,076,390
** 計 **			12,060,881	15,509	12,076,390

会計 款 項		一般会計 13 分担金及び負担金 1 分担金			
目			補正前の額	補正額	計
2 災害復旧費分担金				1,267	1,267
** 計 **			1	1,267	1,268

会計 款 項		一般会計 15 国庫支出金 1 国庫負担金			
目			補正前の額	補正額	計
3 災害復旧費国庫負担金			1,134,779	38,666	1,173,445
** 計 **			3,846,167	38,666	3,884,833

会計 款 項		一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金			
目			補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金			129,418	7,801	137,219
8 災害復旧費国庫補助金				101,000	101,000
** 計 **			1,377,958	108,801	1,486,759

会計 款 項		一般会計 16 県支出金 2 県補助金			
目			補正前の額	補正額	計
1 総務費県補助金			170,801	11,000	181,801
2 民生費県補助金			520,227	15,926	536,153
5 商工費県補助金			15,000	1,000	16,000
8 災害復旧費県補助金			69,725	268,146	337,871
** 計 **			1,786,011	296,072	2,082,083

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	15,509	特別交付税	15,509

節		説 明	
区 分	金 額		
1 農地等災害復旧費	1,267	農地等災害復旧費受益者分担金	1,267

節		説 明	
区 分	金 額		
2 農林水産業施設災害復旧	38,666	漁港施設災害復旧費	38,666

節		説 明	
区 分	金 額		
1 生活保護	5,200	生活保護適正実施推進事業	5,200
5 地域子ども・子育て支援事業交付金	2,601	地域子ども・子育て支援事業交付金	2,601
1 社会教育施設災害復旧	101,000	社会教育施設災害復旧費	101,000

節		説 明	
区 分	金 額		
11 特定被災地域復興支援特別交付金	11,000	特定被災地域復興支援特別交付金	11,000
13 地域子ども・子育て支援事業交付金	2,601	地域子ども・子育て支援事業交付金	2,601
18 福祉灯油購入助成	13,325	福祉灯油購入助成	13,325
4 地域基幹産業人材確保支援事業	1,000	地域基幹産業人材確保支援事業	1,000
1 農林水産業施設災害復旧	268,146	農地災害復旧費	10,850
		農業用施設災害復旧費	62,296
		漁港施設災害復旧費	195,000

1 歳入

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 3 委託金	目	補正前の額	補正額	計
		1 総務費委託金	182,710	△10,863	171,847
		** 計 **	239,219	△10,863	228,356

会計 款 項	一般会計 17 財産収入 2 財産売払収入	目	補正前の額	補正額	計
		1 不動産売払収入	8,278	2,738	11,016
		** 計 **	8,281	2,738	11,019

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金	目	補正前の額	補正額	計
		1 財政調整基金繰入	2,582,390	44,270	2,626,660
		6 産業振興基金繰入	54,291	750	55,041
		10 東日本大震災復興基金繰入	565,944	6,559	572,503
		11 東日本大震災復興交付金基金繰入	2,193,328	1,453,186	3,646,514
		** 計 **	5,688,773	1,504,765	7,193,538

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 3 貸付金元利収入	目	補正前の額	補正額	計
		1 災害援護資金貸付金元利収入	12,847	4,398	17,245
		** 計 **	507,166	4,398	511,564

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 4 雑入	目	補正前の額	補正額	計
		5 雑入	264,719	17,553	282,272
		** 計 **	265,445	17,553	282,998

節		金額	説明
区分			
7	事務移譲交付金	330	事務移譲交付金 330
8	参議院議員通常選挙費	△5,270	参議院議員通常選挙費 △5,270
9	岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙費	△5,923	岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙費 △5,923

節		金額	説明
区分			
3	立木売払	2,738	立木売払収入 2,738

節		金額	説明
区分			
1	財政調整基金繰入	44,270	財政調整基金繰入 44,270
1	産業振興基金繰入	750	産業振興基金繰入 750
1	東日本大震災復興基金繰入	6,559	東日本大震災復興基金繰入 6,559
1	東日本大震災復興交付金基金繰入	1,453,186	東日本大震災復興交付金基金繰入 1,453,186

節		金額	説明
区分			
1	災害援護資金貸付金元利収入	4,398	元金収入 4,398

節		金額	説明
区分			
10	雑入	17,553	森林保険保険金 17,553

1 歳 入

会計 款 項	一般会計		目	補正前の額	補 正 額	計
	22 市債	1 市債				
7			消防債	722,400	4,100	726,500
9			災害復旧債	1,323,900	311,300	1,635,200
			** 計 **	6,627,300	315,400	6,942,700

(単位・千円)

節		金額	説明
区	分		
1	消防防災施設	4,100	消防防災施設整備事業債 4,100
1	災害復旧債	311,300	災害復旧事業債 311,300

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	1,529,918	△3,142	1,526,776				
		5 財産管理費	2,261,186	11,000	2,272,186		11,000		
		14 諸費	53,692	1,417,985	1,471,677		330		1,392,824
		** 計 **	6,229,381	1,425,843	7,655,224		11,330		1,392,824

会計 款 項	一般会計 2 総務費 4 選挙費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 参議院議員通常選挙費	48,840	△5,270	43,570		△5,270		
		4 岩手県知事選挙及び県議会議員選挙費	43,627	△5,923	37,704		△5,923		
		** 計 **	115,294	△11,193	104,101		△11,193		

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 社会福祉総務費	1,776,977	28,970	1,805,947		13,325		
		5 老人福祉費	1,361,303	1,622	1,362,925				
		** 計 **	5,182,646	30,592	5,213,238		13,325		

内 訳 一般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△3,142	19 負担金補助及び交付金	△3,142	宮古地区広域行政組合負担金 △3,142
	25 積立金	11,000	市債管理基金積立金 11,000
24,831	18 備品購入費	330	庁用備品購入費 330
	23 償還金利子及び割引料	1,417,655	国庫支出金等返還金 1,417,655
21,689			

内 訳 一般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報酬	△973	投票管理者等報酬 △973
	7 賃金	△1,271	臨時職員賃金 △1,271
	8 報償費	△109	ポスター掲示場設置場所謝礼 △109
	9 旅費	△17	普通旅費 △17
	11 需用費	△78	修繕料 △78
	12 役務費	△653	通信運搬費 △540 手数料 △97 保険料 △16
	13 委託料	△544	ポスター掲示場設置管理及び撤去業務委託料 △521 投票所入場券作成委託料 △23
	14 使用料及び賃借料	△663	事務機器等賃借料 △336 会場等使用料 △327
	18 備品購入費	△962	庁用備品購入費 △962
		1 報酬	△1,057
7 賃金		△1,416	臨時職員賃金 △1,416
8 報償費		△255	ポスター掲示場設置場所謝礼 △255
9 旅費		△22	普通旅費 △22
11 需用費		△300	消耗品費 △211 食糧費 △16 修繕料 △73
12 役務費		△743	通信運搬費 △678 手数料 △55 保険料 △10
13 委託料		△1,147	ポスター掲示場設置管理及び撤去業務委託料 △1,131 投票所入場券作成委託料 △16
14 使用料及び賃借料		△270	会場等使用料 △270
	18 備品購入費	△713	庁用備品購入費 △713

内 訳 一般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
15,645	11 需用費	150	印刷製本費 150
	12 役務費	1,350	通信運搬費 1,350
	13 委託料	470	福祉灯油購入助成費対象世帯抽出業務委託料 470
	20 扶助費	27,000	福祉灯油購入費助成金 27,000
1,622	28 繰出金	1,622	介護保険事業特別会計繰出金 1,622
17,267			



## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 児童福祉施設費	1,321,194	2,021	1,323,215	673	673		
		** 計 **	3,492,385	2,021	3,494,406	673	673		

会計 款 項	一般会計 3 民生費 3 生活保護費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 生活保護総務費	72,979	5,200	78,179	5,200			
		** 計 **	1,376,979	5,200	1,382,179	5,200			

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 環境衛生費	118,954	△7,240	111,714				△7,655
		** 計 **	1,860,064	△7,240	1,852,824				△7,655

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 2 清掃費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 清掃総務費	896,331	6,760	903,091				
		** 計 **	896,331	6,760	903,091				

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 1 農業費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 農業総務費	97,705	1,400	99,105				
		** 計 **	625,950	1,400	627,350				

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 2 林業費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 造林費	32,497	8,488	40,985				8,488
		** 計 **	357,446	8,488	365,934				8,488

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
675	19 負担金補助及び交付金	2,021	延長保育促進事業費補助金 2,021
675			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	13 委託料	5,200	被保護者健康管理支援業務委託料 5,200

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
415	28 繰出金	△7,240	浄化槽事業特別会計繰出金 △7,240
415			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
6,760	19 負担金補助及び交付金	6,760	宮古地区広域行政組合負担金 6,760
6,760			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,400	28 繰出金	1,400	農業集落排水事業特別会計繰出金 1,400
1,400			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	19 負担金補助及び交付金	8,488	国有林部分林分収交付金 1,972 市行造林分収交付金 6,516

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 3 水産業費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 水産業振興費	276,650	91,330	367,980				74,326
		** 計 **	1,432,692	91,330	1,524,022				74,326

会計 款 項	一般会計 7 商工費 1 商工費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 商工振興費	901,577	2,000	903,577		1,000		1,000
		** 計 **	1,291,152	2,000	1,293,152		1,000		1,000

会計 款 項	一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 道路新設改良費	1,907,318		1,907,318				
		** 計 **	2,712,580		2,712,580				

会計 款 項	一般会計 9 消防費 1 消防費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 常備消防費	1,244,513	△9,559	1,234,954				
		4 防災費	594,724	4,100	598,824			4,100	
		** 計 **	2,182,263	△5,459	2,176,804			4,100	

会計 款 項	一般会計 10 教育費 4 社会教育費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 社会教育総務費	91,016	5,785	96,801	1,928	1,928		
		** 計 **	627,633	5,785	633,418	1,928	1,928		

内 訳 一 般 財 源	節		説 明	
	区 分	金 額		
17,004	11 需用費	2,500	消耗品費 2,500	
	12 役務費	59	手数料 59	
	13 委託料	△6,379	海面養殖調査業務委託料	△3,000
			陸上養殖調査業務委託料	△3,500
			重茂地区水産体験交流施設整備工事設計業務委託料	△5,379
			重茂地区水産体験交流施設整備工事監理業務委託料	5,500
	15 工事請負費	84,900	重茂地区水産体験交流施設整備工事費 84,900	
18 備品購入費	9,500	重茂地区水産体験交流施設備品購入費 9,500		
19 負担金補助及び交付金	750	漁業担い手確保対策事業補助金 750		
17,004				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	19 負担金補助及び交付金	2,000	水産加工業人材確保支援事業費補助金 2,000

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	15 工事請負費		長根岩船線道路改良工事費 △10,000
			崎山松月線道路改良工事費 10,000
			田鎖老木線道路改良工事費 3,000
			赤前4号線道路改良工事費 △3,000

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△9,559	19 負担金補助及び交付金	△9,559	宮古地区広域行政組合負担金 △9,559
	13 委託料	4,100	消防資機材倉庫整備等工事实設計業務委託料 4,100
△9,559			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,929	19 負担金補助及び交付金	5,785	一時預かり事業費補助金 5,785
1,929			

## 2 歳 出

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 2 農林水産業施設災害復旧費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 漁港災害復旧費	656,164	358,000	1,014,164	38,666	195,000	113,800	
		4 農地災害復旧費	29,601	21,700	51,301		10,850	9,700	1,085
		5 農業用施設災害復旧費	47,800	96,900	144,700		62,296	31,100	182
		** 計 **	1,272,932	476,600	1,749,532	38,666	268,146	154,600	1,267

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 4 文教施設災害復旧費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		2 社会教育施設災害復旧費	2,001	154,500	156,501	101,000		53,500	
		** 計 **	116,002	154,500	270,502	101,000		53,500	

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 5 その他公共施設・公用施設災害復旧費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		4 鉄道施設災害復旧費		103,281	103,281			103,200	
		** 計 **	153,292	103,281	256,573			103,200	

会計 款 項	一般会計 12 公債費 1 公債費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 元金	2,867,965	4,398	2,872,363				4,398
		** 計 **	3,132,038	4,398	3,136,436				4,398

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
10,534	15 工事請負費	358,000	漁港施設等災害復旧工事費 358,000
65	15 工事請負費	21,700	農地災害復旧工事費 21,700
3,322	9 旅費	100	普通旅費 100
	11 需用費	960	消耗品費 800
			燃料費 160
15 工事請負費	95,840	農道災害復旧工事費 90,640 農業用施設災害復旧工事費 5,200	
13,921			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	13 委託料	4,500	社会教育施設災害復旧工事監理業務委託料 4,500
	15 工事請負費	150,000	社会教育施設災害復旧工事費 150,000

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
81	19 負担金補助及び交付金	103,281	三陸鉄道災害復旧事業負担金 103,281
81			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	23 償還金利子及び割引料	4,398	長期償元金償還金 4,398

(参考)

令和元年度繰越明許費繰越調査

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出	年度内支出	不 用 額	翌年度	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節		予算額	(見込)額		繰越額	既 収 入	未収入特定財源			一般財源
					特定財源	国県支出金		地 方 債	そ の 他				
6 農林水産業費	3 水 産 業 費	2 水産業振興費	11 需 用 費	重 茂 地 区 水 産 体 験 交 流 施 設 整 備 事 業	2,500			2,500	12,059			72,320	18,080
			12 役 務 費		59			59					
			13 委 託 料		13,695	8,195		5,500					
			15 工 事 請 負 費		84,900			84,900					
			18 備 品 購 入 費		9,500			9,500					
計					110,654	8,195		102,459	12,059			72,320	18,080

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2 道 橋 り よ う 費	3 道 路 新 設 改 良 費	9 旅 費	前須賀日立浜線道路改良	34	34							
			11 需 用 費			3,922	3,922						
			12 役 務 費			230	230			10,584	47,400		16
			14 使 用 料 及 び 賃 借 料			633	633						
			15 工 事 請 負 費			255,000	197,000		58,000				
計					259,819	201,819		58,000		10,584	47,400		16



(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8	2	3	19	市街地16号線道路改良	230,000	100,000		130,000					130,000
土木費	道橋りょう費	道路新設改良費	負担金補助及び交付金						国県支出金	地 方 債	そ の 他		
計					230,000	100,000		130,000					130,000

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳							
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源			
										国県支出金	地 方 債	そ の 他				
8	2	3	13	荒巻笹見内地区道路整備	1,000	1,000			760	22,800			14,440			
			土木費		道橋りょう費	道路新設改良費	委託料									
							15	90,500						52,500		38,000
							17	500						500		
			22	8,000	8,000											
計					100,000	62,000		38,000	760	22,800			14,440			

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
										国県支出金	地 方 債	そ の 他		
9	1	4	13	防 災 施 設 整 備	4,100			4,100			4,100			
消 防 費	消 防 費	防 災 費	委 託 料											防 災 施 設 整 備
計														4,100

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11	1	1	9	道 路 河 川 災 害 復 旧 ( 東 日 本 大 震 災 )	29	29				109,010			990
			旅 費										
			15										
			19		5,900	5,900							
計					115,929	5,929		110,000		109,010			990

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	2 農林水産業 施設災害復 旧費	1 漁業災害復 旧費	13 漁港委託料	漁港施設災害復旧 (令和元年台風19号)	600,000	600,000			233,666	113,800		10,534	
			15 工事請負費		424,000	66,000		358,000					
計					1,024,000	666,000		358,000	233,666	113,800		10,534	

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	2 農林水産業 施設災害復 旧費	4 農地災害復 旧費	13 農地委託料	農地災害復旧 (令和元年台風19号)	11,000	11,000			10,850	9,700	1,085	65	
			15 工事請負費		40,300	18,600		21,700					
計					51,300	29,600		21,700	10,850	9,700	1,085	65	

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込)額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	2 農林水産業 施設災害復 旧費	5 農業用施設 災害復旧費	9 旅 費	農 道 災 害 復 旧 (令和元年台風19号)	100			100					
			11 需 用 費		960			960					
			13 委 託 料		33,800	33,800				58,916	29,500		3,284
			14 使 用 料 及 び 賃 借 料		3,000	3,000							
			15 工 事 請 負 費		90,640		90,640						
			16 原 材 料 費		5,000	5,000							
計					133,500	41,800		91,700		58,916	29,500		3,284

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	2 農林水産業 施設災害復 旧費	5 農業用施設 災害復旧費	13 委託料	農業用施設災害復旧 (令和元年台風19号)	6,000	6,000			3,380	1,600	182	38	
			15 工事請負費		5,200			5,200					
計					11,200	6,000		5,200	3,380	1,600	182	38	

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	4 文教施設 災害復旧費	2 社会教育施設 災害復旧費	11 需用費	社会教育施設災害復旧 (令和元年台風19号)	1,000	1,000			101,000	53,500			
			13 委託料		4,500			4,500					
			15 工事請負費		151,000	1,000		150,000					
計					156,500	2,000		154,500	101,000	53,500			

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(令和元年度) 道路補修等工事費	限度額 96,000			2	96,000				96,000
(令和元年度) 市街地33号線道路 改良工事費	限度額 10,000			2	10,000		10,000		
(令和元年度) 外国語指導助手業務 委託料	限度額 51,300			2~3	51,300				51,300

変 更

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(令和元年度) 海面養殖調査業 務委託料	変更前 限度額 10,000			2	10,000			10,000	
	変更後 限度額 13,000			2	13,000			13,000	
(令和元年度) 陸上養殖調査業 務委託料	変更前 限度額 2,500			2	2,500			2,500	
	変更後 限度額 6,000			2	6,000			6,000	

付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込						当該年度末 現在高見込
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	
1. 普通債	26,625,001	29,527,172	4,683,200	4,100	4,687,300	1,815,299	4,398	1,819,697	32,394,775
(2) 民生債	402,053	394,834	233,200		233,200	41,696	4,398	46,094	581,940
(7) 消防債	1,799,501	2,164,845	549,800	4,100	553,900	188,306		188,306	2,530,439
2. 災害復旧債	1,129,154	1,398,253	1,323,900	311,300	1,635,200	79,180		79,180	2,954,273
(1) 補助災害復旧事業債	364,207	525,266	154,000	311,300	465,300	3,245		3,245	987,321
補正されなかった 区分に係る額	11,659,826	11,471,634	620,200		620,200	973,486		973,486	11,118,348
合 計	39,413,981	42,397,059	6,627,300	315,400	6,942,700	2,867,965	4,398	2,872,363	46,467,396
※うち合併特例債	8,168,296	10,506,732	666,500		666,500	379,682		379,682	10,793,550

議案第2号

令和元年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

令和元年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,406千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,204,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳



第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		国民健康保険事業勘定特別会計		(単位・千円)	
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
5 繰入金		589,328	14,406	603,734	
	2 基金繰入金	14,840	14,406	29,246	
補正されなかった款項にかかる額		6,601,080		6,601,080	
** 歳 入 合 計 **		7,190,408	14,406	7,204,814	

2 歳出

会 計		国民健康保険事業勘定特別会計		(単位・千円)	
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
3 国民健康保険事業費納付金		1,641,846	14,406	1,656,252	
	1 医療給付費分納付金	1,167,069	13,341	1,180,410	
	2 後期高齢者支援金等分納付金	338,817	△4,917	333,900	
	3 介護納付金分納付金	135,960	5,982	141,942	
補正されなかった款項にかかる額		5,548,562		5,548,562	
** 歳 出 合 計 **		7,190,408	14,406	7,204,814	

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繰入金 2 基金繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 財政調整基金繰入金	14,840	14,406	29,246
	** 計 **	14,840	14,406	29,246

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 1 医療給付費分納付金							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 一般被保険者医療給付費分納付金	1,159,257	19,615	1,178,872		1,337		22,361
	2 退職被保険者等医療給付費分納付金	7,812	△6,274	1,538		△898		△4,336
	** 計 **	1,167,069	13,341	1,180,410		439		18,025

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 2 後期高齢者支援金等分納付金							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	335,960	△2,613	333,347		△788		△2,613
	2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金	2,857	△2,304	553		△330		△1,749
	** 計 **	338,817	△4,917	333,900		△1,118		△4,362

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 3 介護納付金分納付金							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 介護納付金分納付金	135,960	5,982	141,942		679		743
	** 計 **	135,960	5,982	141,942		679		743

(単位・千円)

節		金額	説明
区分			
1	財政調整基金繰入金	14,406	財政調整基金繰入金 14,406

(単位・千円)

内訳 一般 財源	節		説明
	区分	金額	
△4,083	19 負担金補助及び交付金	19,615	一般被保険者医療給付費分納付金 19,615
△1,040	19 負担金補助及び交付金	△6,274	退職被保険者等医療給付費分納付金 △6,274
△5,123			

内訳 一般 財源	節		説明
	区分	金額	
788	19 負担金補助及び交付金	△2,613	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 △2,613
△225	19 負担金補助及び交付金	△2,304	退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金 △2,304
563			

内訳 一般 財源	節		説明
	区分	金額	
4,560	19 負担金補助及び交付金	5,982	介護納付金分納付金 5,982
4,560			

議案第3号

令和元年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,978千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,842,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		介護保険事業特別会計		(単位・千円)	
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	介護保険料	1,326,546	2,936	1,329,482	
	1 介護保険料	1,326,546	2,936	1,329,482	
4	国庫支出金	1,668,711	3,294	1,672,005	
	1 国庫負担金	1,140,990	498	1,141,488	
	2 国庫補助金	527,721	2,796	530,517	
5	支払基金交付金	1,718,188	3,504	1,721,692	
	1 支払基金交付金	1,718,188	3,504	1,721,692	
6	県支出金	947,046	1,622	948,668	
	1 県負担金	903,344	311	903,655	
	2 県補助金	43,702	1,311	45,013	
8	繰入金	1,125,228	1,622	1,126,850	
	1 他会計繰入金	1,121,683	1,622	1,123,305	
補正されなかった款項にかかる額		43,930		43,930	
** 歳入合計 **		6,829,649	12,978	6,842,627	

2 歳出

会 計		介護保険事業特別会計		(単位・千円)	
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
2	保険給付費	6,290,250	2,487	6,292,737	
	2 介護予防サービス費	39,200	1,533	40,733	
	4 高額医療合算介護サービス費	10,400	954	11,354	
4	地域支援事業費	372,711	10,491	383,202	
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	73,423	10,491	83,914	
補正されなかった款項にかかる額		166,688		166,688	
** 歳出合計 **		6,829,649	12,978	6,842,627	

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 介護保険料 1 介護保険料			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 第1号被保険者保険料	1,326,546	2,936	1,329,482
	** 計 **	1,326,546	2,936	1,329,482

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 1 国庫負担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護給付費負担金	1,140,990	498	1,141,488
	** 計 **	1,140,990	498	1,141,488

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 2 国庫補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 調整交付金	443,985	698	444,683
	2 地域支援事業交付金	83,736	2,098	85,834
	** 計 **	527,721	2,796	530,517

会計 款 項	介護保険事業特別会計 5 支払基金交付金 1 支払基金交付金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護給付費交付金	1,698,367	672	1,699,039
	2 地域支援事業交付金	19,821	2,832	22,653
	** 計 **	1,718,188	3,504	1,721,692

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 県支出金 1 県負担金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 介護給付費負担金	903,344	311	903,655
	** 計 **	903,344	311	903,655

節		金額	説明
区分			
1 現年度特別徴収分		2,936	現年度分 2,936

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		498	現年度分 498

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		698	現年度分 698
1 介護予防・日常生活支援総合事業		2,098	現年度分 2,098

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		672	現年度分 672
1 介護予防事業		2,832	現年度分 2,832

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		311	現年度分 311

1 歳 入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 県支出金 2 県補助金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
	1 地域支援事業交付金	43,702	1,311	45,013
	** 計 **	43,702	1,311	45,013

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
	1 一般会計繰入金	1,121,683	1,622	1,123,305
	** 計 **	1,121,683	1,622	1,123,305



(単位・千円)

節		説	明	
区	分			金
1	介護予防・日常生活支援総合事業	1,311	現年度分	1,311

節		説	明	
区	分			金
1	一般会計繰入金	1,622	一般会計繰入金	1,622

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 2 介護予防サービス費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		3 地域密着型介護予防サービス給付費	3,000	1,533	4,533	414	192		606
		** 計 **	39,200	1,533	40,733	414	192		606

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 4 高額医療合算介護サービス費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 高額医療合算介護サービス費	10,000	954	10,954	258	119		377
		** 計 **	10,400	954	11,354	258	119		377

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 地域支援事業費 1 介護予防・日常生活支援総合事業費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 介護予防・生活支援サービス事業費	57,731	10,491	68,222	2,622	1,311		4,143
		** 計 **	73,423	10,491	83,914	2,622	1,311		4,143

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
321	19 負担金補助及び交付金	1,533	地域密着型介護予防サービス給付費 1,533
321			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
200	19 負担金補助及び交付金	954	高額医療合算介護サービス費 954
200			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
2,415	13 委託料	65	介護予防・日常生活支援総合事業審査委託料 65
	19 負担金補助及び交付金	10,426	第1号訪問事業負担金 1,281 第1号通所事業負担金 8,877 介護予防ケアマネジメント事業負担金 268
2,415			

議案第4号

令和元年度宮古市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算」の名称を「令和元年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度宮古市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		農業集落排水事業特別会計		(単位・千円)		
款		項		補正前の額	補正額	計
3	繰入金			21,193	1,400	22,593
		1	他会計繰入金	21,193	1,400	22,593
補正されなかった款項にかかる額				10,558		10,558
** 歳入合計 **				31,751	1,400	33,151

2 歳出

会 計		農業集落排水事業特別会計		(単位・千円)		
款		項		補正前の額	補正額	計
1	農業集落排水管理費			13,192	1,400	14,592
		1	農業集落排水管理費	13,192	1,400	14,592
補正されなかった款項にかかる額				18,559		18,559
** 歳出合計 **				31,751	1,400	33,151

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		農業集落排水事業特別会計		目	補正前の額	補正額	計
		3 繰入金					
		1 他会計繰入金					
1 一般会計繰入金					21,193	1,400	22,593
** 計 **					21,193	1,400	22,593

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項		農業集落排水事業特別会計		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
		1 農業集落排水管理費						特 定 財 源			
		1 農業集落排水管理費						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 施設管理費					12,556	1,400	13,956				1,400
** 計 **					13,192	1,400	14,592				1,400

(単位・千円)

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	1,400	一般会計繰入金 1,400

(単位・千円)

内 訳 一般 財 源	節		説明	
	区	分		
	11	需用費	1,400	修繕料 1,400

議案第5号

令和元年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度宮古市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,740千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳



## 第1表 歳入歳出予算補正

### 1 歳入

会 計	浄化槽事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		11,152	△75	11,077
	1 分担金	11,152	△75	11,077
3 国庫支出金		18,400	△6,825	11,575
	1 国庫補助金	18,400	△6,825	11,575
4 繰入金		70,754	△7,240	63,514
	1 他会計繰入金	70,754	△7,240	63,514
7 市債		37,700	11,400	49,100
	1 市債	37,700	11,400	49,100
補正されなかった款項にかかる額		58,242	/	58,242
** 歳入合計 **		196,248	△2,740	193,508

### 2 歳出

会 計	浄化槽事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 浄化槽管理費		90,644	2,000	92,644
	1 浄化槽管理費	90,644	2,000	92,644
2 浄化槽整備費		84,599	△4,740	79,859
	1 浄化槽整備費	84,599	△4,740	79,859
補正されなかった款項にかかる額		21,005	/	21,005
** 歳出合計 **		196,248	△2,740	193,508

第2表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
浄化槽整備事業	37,700	11,400	49,100	普通貸借 又は証券行 発	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところによ る。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
計	37,700	11,400	49,100			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		浄化槽事業特別会計 1 分担金及び負担金 1 分担金		目	補正前の額	補正額	計
				1 浄化槽設置分担金	9,051	△175	8,876
				2 ポンプ設置分担金	2,101	100	2,201
		** 計 **			11,152	△75	11,077

会計 款 項		浄化槽事業特別会計 3 国庫支出金 1 国庫補助金		目	補正前の額	補正額	計
				1 浄化槽事業費補助金	18,400	△6,825	11,575
		** 計 **			18,400	△6,825	11,575

会計 款 項		浄化槽事業特別会計 4 繰入金 1 他会計繰入金		目	補正前の額	補正額	計
				1 一般会計繰入金	70,754	△7,240	63,514
		** 計 **			70,754	△7,240	63,514

会計 款 項		浄化槽事業特別会計 7 市債 1 市債		目	補正前の額	補正額	計
				1 浄化槽整備事業債	37,700	11,400	49,100
		** 計 **			37,700	11,400	49,100

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項		浄化槽事業特別会計 1 浄化槽管理費 1 浄化槽管理費		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
								特 定 財 源			
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他
				1 施設管理費	90,644	2,000	92,644				2,000
		** 計 **			90,644	2,000	92,644				2,000

会計 款 項		浄化槽事業特別会計 2 浄化槽整備費 1 浄化槽整備費		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
								特 定 財 源			
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他
				1 浄化槽整備費	84,599	△4,740	79,859	△6,825		11,400	△9,315
		** 計 **			84,599	△4,740	79,859	△6,825		11,400	△9,315

(単位・千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		△175	浄化槽本体分 △175
1 現年度分		100	ポンプ設置分担金 100

節		金額	説明
区分			
1 循環型社会形成推進交付金		△6,825	循環型社会形成推進交付金 △6,825

節		金額	説明
区分			
1 一般会計繰入金		△7,240	一般会計繰入金 △7,240

節		金額	説明
区分			
1 浄化槽整備事業債		11,400	下水道事業債 11,400

(単位・千円)

内訳 一般 財源	節		説明
	区分	金額	
	11 需用費	2,000	修繕料 2,000

内訳 一般 財源	節		説明
	区分	金額	
	12 役務費	127	手数料 127
	13 委託料	△315	浄化槽設置確認調査委託料 △315
	15 工事請負費	△4,552	浄化槽整備工事費 △4,552

付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込						当該年度末 現在高見込
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	
1. 浄化槽整備事業債	563,037	602,294	37,700	11,400	49,100	13,077		13,077	638,317
合 計	563,037	602,294	37,700	11,400	49,100	13,077		13,077	638,317

議案第6号

宮古市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

宮古市空家等の適正管理に関する条例（平成29年宮古市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第10条 推進協議会は、委員<u>12人</u>をもって組織し、市長を除く委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1)～(4) [略] 2～5 [略]</p>	<p>(組織) 第10条 推進協議会は、委員<u>10人以内</u>をもって組織し、市長を除く委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1)～(4) [略] 2～5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市空家等対策推進協議会の委員の定数を増員しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮古市国民健康保険税条例（平成17年宮古市条例第77号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	<p>附 則</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の減免に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成26年宮古市条例第38号）第2条の規定の適用を受ける場合における第4条、第8条及び第12条の規定の適用については、平成27年度から令和2年度までの各年度分に関し、第4条中「当該年度分固定資産税額」とあるのは「宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成26年宮古市条例第38号。以下「震災減免条例」という。）第2条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分固定資産税額」と、第8条中「当該年度分の固定資産税」とあるのは「震災減免条例第2条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税額」と、第12条中「当該年度分の固定資産税額」とあるのは「震災減免条例第2条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税額」とする。</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が所有する土地が平成28年台風第10号豪雨災害に係る被災住宅用地の代替土地の固定資産税及び被災自動車の代替軽自動車等の軽自動車税の減免に関する条例（平成29年宮古市条例第25号）第2条の規定の適用を受ける場合における第4条、第8条及び第12条の規定の適用については、平成29年度分から令和6年度分までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに関し、第4条中「当該年度分固定資産税額」とあるのは「平成28年台風第10号豪雨災害に係る被災住宅用地の代替土地の固定資</p>	<p>附 則</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の減免に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成26年宮古市条例第38号）第2条の規定の適用を受ける場合における第4条、第8条及び第12条の規定の適用については、平成27年度から平成32年度までの各年度分に関し、第4条中「当該年度分固定資産税額」とあるのは「宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例（平成26年宮古市条例第38号。以下「震災減免条例」という。）第2条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分固定資産税額」と、第8条中「当該年度分の固定資産税」とあるのは「震災減免条例第2条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税額」と、第12条中「当該年度分の固定資産税額」とあるのは「震災減免条例第2条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税額」とする。</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が所有する土地が平成28年台風第10号豪雨災害に係る被災住宅用地の代替土地の固定資産税及び被災自動車の代替軽自動車等の軽自動車税の減免に関する条例（平成29年宮古市条例第25号）第2条の規定の適用を受ける場合における第4条、第8条及び第12条の規定の適用については、平成29年度分から平成36年度分までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに関し、第4条中「当該年度分固定資産税額」とあるのは「平成28年台風第10号豪雨災害に係る被災住宅用地の代替土地の固定</p>

<p>産税及び被災自動車の代替軽自動車等の軽自動車税の減免に関する条例（平成29年宮古市条例第25号。以下「豪雨災害代替土地等減免条例」という。）第2条の規定による固定資産税の軽減後の当該年度分の固定資産税額」と、第8条中「当該年度分の固定資産税」とあるのは「豪雨災害代替土地等減免条例第2条の規定による固定資産税の軽減後の当該年度分の固定資産税額」と、第12条中「当該年度分の固定資産税額」とあるのは「豪雨災害代替土地等減免条例第2条の規定による固定資産税の軽減後の当該年度分の固定資産税額」とする。</p>	<p>資産税及び被災自動車の代替軽自動車等の軽自動車税の減免に関する条例（平成29年宮古市条例第25号。以下「豪雨災害代替土地等減免条例」という。）第2条の規定による固定資産税の軽減後の当該年度分の固定資産税額」と、第8条中「当該年度分の固定資産税」とあるのは「豪雨災害代替土地等減免条例第2条の規定による固定資産税の軽減後の当該年度分の固定資産税額」と、第12条中「当該年度分の固定資産税額」とあるのは「豪雨災害代替土地等減免条例第2条の規定による固定資産税の軽減後の当該年度分の固定資産税額」とする。</p>
<p>2 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人につき<u>2万2,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万9,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、<u>それぞれ</u>当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属</p>



する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。）以外の世帯 2万2,800円

(2) 特定世帯 1万1,400円

(3) 特定継続世帯 1万7,100円

(後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につき7,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人につき7,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯につき6,000円とする。

(税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯

する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。）以外の世帯 2万2,200円

(2) 特定世帯 1万1,100円

(3) 特定継続世帯 1万6,650円

(後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について6,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,400円とする。

(税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯

に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき1万5,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万5,960円

(イ) 特定世帯 7,980円

(ウ) 特定継続世帯 1万1,970円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき4,900円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき5,250円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき4,200円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき1万1,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,400円

(イ) 特定世帯 5,700円

(ウ) 特定継続世帯 8,550円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定

に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万3,790円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万5,540円

(イ) 特定世帯 7,770円

(ウ) 特定継続世帯 1万1,655円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,990円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,830円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,480円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,100円

(イ) 特定世帯 5,550円

(ウ) 特定継続世帯 8,325円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定

する世帯主を除く。) 1人につき3,500円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき3,750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき3,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき4,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,560円

(4) 特定世帯 2,280円

(9) 特定継続世帯 3,420円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき1,400円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき1,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき1,200円

する世帯主を除く。) 1人について 2,850円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,200円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,940円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,440円

(4) 特定世帯 2,220円

(9) 特定継続世帯 3,330円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,140円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,380円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,280円

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、表の1の項の改正部分は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の宮古市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、税率及び税額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

宮古市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

宮古市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(償還等) 第 15 条 [略] 2 [略] 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、貸付けを受けた者等の収入等に係る報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。</u>	(償還等) 第 15 条 [略] 2 [略] 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 12 月 4 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

宮古市学童の家条例の一部を改正する条例

宮古市学童の家条例（平成17年宮古市条例第98号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																						
(名称及び位置)	(名称及び位置)																						
第2条 学童の家の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 学童の家の名称及び位置は、次のとおりとする。																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市田老学童の家</td> <td>宮古市田老字館が森3番地</td> </tr> <tr> <td>宮古市宮古養護学童の家</td> <td>宮古市崎山第5地割88番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		宮古市田老学童の家	宮古市田老字館が森3番地	宮古市宮古養護学童の家	宮古市崎山第5地割88番地	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市田老学童の家</td> <td>宮古市田老字館が森3番地</td> </tr> <tr> <td><u>宮古市藤原学童の家</u></td> <td><u>宮古市藤原上町1番37号</u></td> </tr> <tr> <td>宮古市宮古養護学童の家</td> <td>宮古市崎山第5地割88番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		宮古市田老学童の家	宮古市田老字館が森3番地	<u>宮古市藤原学童の家</u>	<u>宮古市藤原上町1番37号</u>	宮古市宮古養護学童の家	宮古市崎山第5地割88番地	[略]	
名称	位置																						
[略]																							
宮古市田老学童の家	宮古市田老字館が森3番地																						
宮古市宮古養護学童の家	宮古市崎山第5地割88番地																						
[略]																							
名称	位置																						
[略]																							
宮古市田老学童の家	宮古市田老字館が森3番地																						
<u>宮古市藤原学童の家</u>	<u>宮古市藤原上町1番37号</u>																						
宮古市宮古養護学童の家	宮古市崎山第5地割88番地																						
[略]																							
備考 改正部分は、下線の部分である。																							

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市藤原学童の家を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例の一部を改正する条例

宮古市農林漁村地域多目的集会施設条例（平成17年宮古市条例第127号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前														
1	<p>(管理)</p> <p>第11条 センター（宮古市重茂総合交流促進センター及び宮古市基幹集落センターを除く。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。ただし、宮古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宮古市条例第220号。以下「手続条例」という。）第2条の申請がなかったとき若しくは申請があつても手続条例第3条第1項に規定する選定基準を満たすものがなかった等の理由により指定管理者の指定ができなかったとき又は手続条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、新たな指定管理者を指定するまでの間若しくは同項の規定により期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じている間は、<u>この限りでない。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮古市根城農村センター</td> <td>宮古市老木第20地割7番地2</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	宮古市根城農村センター	宮古市老木第20地割7番地2	[略]		<p>(管理)</p> <p>第11条 センター（宮古市千鶴農漁村センター、宮古市重茂総合交流促進センター及び宮古市基幹集落センターを除く。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。ただし、宮古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宮古市条例第220号。以下「手続条例」という。）第2条の申請がなかったとき若しくは申請があつても手続条例第3条第1項に規定する選定基準を満たすものがなかった等の理由により指定管理者の指定ができなかったとき又は手続条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、新たな指定管理者を指定するまでの間若しくは同条の規定により期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じている間は、<u>この限りではない。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮古市千鶴農漁村センター</td> <td>宮古市重茂第14地割3番地1</td> </tr> <tr> <td>宮古市根城農村センター</td> <td>宮古市老木第20地割7番地2</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	宮古市千鶴農漁村センター	宮古市重茂第14地割3番地1	宮古市根城農村センター	宮古市老木第20地割7番地2	[略]	
名称	位置															
宮古市根城農村センター	宮古市老木第20地割7番地2															
[略]																
名称	位置															
宮古市千鶴農漁村センター	宮古市重茂第14地割3番地1															
宮古市根城農村センター	宮古市老木第20地割7番地2															
[略]																
2	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮古市女遊戸地区集会施設</td> <td>宮古市崎山第5地割11番地2</td> </tr> <tr> <td>宮古市赤前農漁村センター</td> <td>宮古市赤前第7地割1番地18</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		宮古市女遊戸地区集会施設	宮古市崎山第5地割11番地2	宮古市赤前農漁村センター	宮古市赤前第7地割1番地18	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮古市女遊戸地区集会施設</td> <td>宮古市崎山第5地割11番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		宮古市女遊戸地区集会施設	宮古市崎山第5地割11番地2
名称	位置															
[略]																
宮古市女遊戸地区集会施設	宮古市崎山第5地割11番地2															
宮古市赤前農漁村センター	宮古市赤前第7地割1番地18															
名称	位置															
[略]																
宮古市女遊戸地区集会施設	宮古市崎山第5地割11番地2															
備考 改正部分は、下線の部分である。																

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、表の1の項の改正部分は、公布の日から施行する。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市赤前農漁村センターを設置し、及び宮古市千鷲農漁村センターを廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第11号

宮古市コミュニティ消防防災センター条例の一部を改正する条例

宮古市コミュニティ消防防災センター条例（平成17年宮古市条例第179号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
宮古市千鷲コミュニティ消防センター	宮古市重茂第15地割3番地1	宮古市千鷲コミュニティ消防センター	宮古市重茂第15地割3番地1
宮古市小堀内コミュニティ消防センター	宮古市田老字向新田149番地4		
宮古市茂市コミュニティ消防センター	宮古市茂市第3地割148番地	宮古市茂市コミュニティ消防センター	宮古市茂市第3地割148番地
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和2年3月1日から施行する。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市小堀内コミュニティ消防センターを設置しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(平成17年宮古市条例第203号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。	第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業(簡易水道事業を含む。以下同じ。)を設置する。
2 [略]	2 [略]
(法の適用)	(法の適用)
第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。)第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。	第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。)第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業及び公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。
(経営の基本)	(経営の基本)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 水道事業の給水人口は <u>50,340人</u> 、1日最大給水量は <u>25,970立方メートル</u> とする。	3 <u>次項に定めるものを除き、水道事業の給水人口は50,500人</u> 、1日最大給水量は <u>26,000立方メートル</u> とする。
4 [略]	4 <u>簡易水道事業の給水人口は11,863人</u> 、1日最大給水量は <u>5,204立方メートル</u> とし、当該事業の施設ごとの給水人口及び1日最大給水量は、別表第1のとおりとする。
5 公共下水道事業の処理人口は37,400人、1日最大汚水量は19,760立方メートルとし、当該事業の処理区ごとの処理人口及び1日最大汚水量は、 <u>別表</u> のとおりとする。	5 [略]
6 [略]	6 公共下水道事業の処理人口は37,400人、1日最大汚水量は19,760立方メートルとし、当該事業の処理区ごとの処理人口及び1日最大汚水量は、 <u>別表第2</u> のとおりとする。
7 [略]	(特別会計)
8 [略]	第5条 <u>法第17条及び施行令第8条の4の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。</u>
第5条 [略]	第6条 [略]
第6条 [略]	第7条 [略]

第7条 〔略〕

第8条 〔略〕

第8条 〔略〕

第9条 〔略〕

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

(宮古市生活用水供給施設条例の一部改正)

第2条 宮古市生活用水供給施設条例(平成17年宮古市条例第113号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(名称等) 第2条 施設の名称、位置及び給水区域は、次のとおりとする。			(名称等) 第2条 施設の名称、位置及び給水区域は、次のとおりとする。		
施設	位置	給水区域	施設	位置	給水区域
宮古市箱石八川簡易給水施設	宮古市崎山第8地割	箱石八川地区	宮古市箱石八川簡易給水施設	宮古市崎山第8地割	箱石八川地区
			宮古市箱石飲料水供給施設	宮古市崎山第7地割	箱石地区
			宮古市川代飲料水供給施設	宮古市重茂第2地割	川代地区
			宮古市畑飲料水供給施設	宮古市田老字畑	畑地区
宮古市三本木飲料水供給施設	宮古市田老字笹見平	笹見平地区	宮古市三本木飲料水供給施設	宮古市田老字笹見平	笹見平地区
			宮古市摂待和野飲料水供給施設	宮古市田老字摂待	摂待地区
宮古市胡桃畑飲料水供給施設	〔略〕	〔略〕	宮古市胡桃畑飲料水供給施設	〔略〕	〔略〕
宮古市七滝飲料水供給施設	〔略〕	〔略〕	宮古市七滝飲料水供給施設	〔略〕	〔略〕
			宮古市夏屋飲料水供給施設	宮古市夏屋第1地割、第2地割、第4地割の一部、第6地割の一部、第7地割及び第8地割	夏屋地区
			宮古市門馬菅農雑用水施設	宮古市門馬第1地割及び第2地割	門馬地区
			宮古市大仁田菅農雑用水施設	宮古市小国第4地割の一部、第7地割、第8地割及び第13地割	大仁田地区

<p>(料金)</p> <p>第3条 料金は、別表に掲げる区別につき基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">割の一部</p> <p>(料金)</p> <p>第3条 料金は、別表第1及び別表第2に掲げる区別につき基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別表第1を削る。

別表第2中施設の欄を削り、同表を別表とする。

(宮古市簡易水道事業給水条例の廃止)

第3条 宮古市簡易水道事業給水条例(平成17年宮古市条例第208号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(宮古市生活用水供給施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している第2条の規定による改正前の宮古市生活用水供給施設条例(次項及び附則第4項において「旧生活用水供給施設条例」という。)第2条の表に規定する宮古市箱石八川簡易給水施設の使用で、施行日から令和2年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧生活用水供給施設条例第2条の表に規定する宮古市箱石飲料水供給施設から供給した生活用水に係る料金であって、施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧生活用水供給施設条例第2条の表に規定する宮古市川代飲料水供給施設、宮古市畑飲料水供給施設、宮古市摂待和野飲料水供給施設、宮古市夏屋飲料水供給施設、宮古市門馬営農飲雑用水施設及び宮古市大仁田営農飲雑用水施設から供給した生活用水に係る料金であって、施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、宮古市水道事業給水条例(平成17年宮古市条例第207号。次項及び附則第6項において「給水条例」という。)の規定による料金とみなす。  
(宮古市簡易水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置)
- 5 施行日前に第3条の規定による廃止前の宮古市簡易水道事業給水条例(次項において「旧簡易水道事業給水条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 施行日前に旧簡易水道事業給水条例別表第1に規定する施設により供給した水に係る料金であって、施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、給水条例の規定による料金とみなす。  
(宮古市上下水道審議会条例の一部改正)
- 7 宮古市上下水道審議会条例(平成17年宮古市条例第204号)の一部を次のように改正する。



以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」  
と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最  
低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるも  
のとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

簡易水道事業等の小規模水道を上水道事業に統合しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

宮古市立学校条例の一部を改正する条例

宮古市立学校条例（平成17年宮古市条例第182号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																						
(小学校)	(小学校)																						
第2条 小学校を次のとおり設置する。	第2条 小学校を次のとおり設置する。																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市立鉄ヶ崎小学校</td> <td>宮古市熊野町6番33号</td> </tr> <tr> <td>宮古市立磯鶏小学校</td> <td>宮古市上村二丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		宮古市立鉄ヶ崎小学校	宮古市熊野町6番33号	宮古市立磯鶏小学校	宮古市上村二丁目4番1号	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市立鉄ヶ崎小学校</td> <td>宮古市熊野町6番33号</td> </tr> <tr> <td>宮古市立藤原小学校</td> <td>宮古市藤原上町1番37号</td> </tr> <tr> <td>宮古市立磯鶏小学校</td> <td>宮古市上村二丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		宮古市立鉄ヶ崎小学校	宮古市熊野町6番33号	宮古市立藤原小学校	宮古市藤原上町1番37号	宮古市立磯鶏小学校	宮古市上村二丁目4番1号	[略]	
名称	位置																						
[略]																							
宮古市立鉄ヶ崎小学校	宮古市熊野町6番33号																						
宮古市立磯鶏小学校	宮古市上村二丁目4番1号																						
[略]																							
名称	位置																						
[略]																							
宮古市立鉄ヶ崎小学校	宮古市熊野町6番33号																						
宮古市立藤原小学校	宮古市藤原上町1番37号																						
宮古市立磯鶏小学校	宮古市上村二丁目4番1号																						
[略]																							
備考 改正部分は、下線の部分である。																							

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(宮古市立学校給食共同調理場条例の一部改正)
- 宮古市立学校給食共同調理場条例（平成17年宮古市条例第184号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																	
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">学校給食の実施の対象となる学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">宮古市立学校新里給食センター</td> <td>宮古市立宮古小学校</td> </tr> <tr> <td>宮古市立磯鶏小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校給食の実施の対象となる学校	宮古市立学校新里給食センター	宮古市立宮古小学校	宮古市立磯鶏小学校	[略]	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">学校給食の実施の対象となる学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">宮古市立学校新里給食センター</td> <td>宮古市立宮古小学校</td> </tr> <tr> <td>宮古市立藤原小学校</td> </tr> <tr> <td>宮古市立磯鶏小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校給食の実施の対象となる学校	宮古市立学校新里給食センター	宮古市立宮古小学校	宮古市立藤原小学校	宮古市立磯鶏小学校	[略]	[略]	
区分	学校給食の実施の対象となる学校																	
宮古市立学校新里給食センター	宮古市立宮古小学校																	
	宮古市立磯鶏小学校																	
	[略]																	
[略]																		
区分	学校給食の実施の対象となる学校																	
宮古市立学校新里給食センター	宮古市立宮古小学校																	
	宮古市立藤原小学校																	
	宮古市立磯鶏小学校																	
	[略]																	
[略]																		
備考 改正部分は、下線の部分である。																		

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市立藤原小学校を廃止し、宮古市立磯鶏小学校に統合しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

宮古市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

宮古市立学校給食共同調理場条例（平成17年宮古市条例第184号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																												
(名称及び位置)	(名称及び位置)																												
第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮古市立学校重茂給食センター</td> <td>宮古市重茂第2地割1番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		宮古市立学校重茂給食センター	宮古市重茂第2地割1番地	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮古市立学校重茂給食センター</td> <td>宮古市重茂第2地割1番地</td> </tr> <tr> <td>宮古市立学校川井給食センター</td> <td>宮古市川井第5地割9番地8</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		宮古市立学校重茂給食センター	宮古市重茂第2地割1番地	宮古市立学校川井給食センター	宮古市川井第5地割9番地8														
名称	位置																												
[略]																													
宮古市立学校重茂給食センター	宮古市重茂第2地割1番地																												
名称	位置																												
[略]																													
宮古市立学校重茂給食センター	宮古市重茂第2地割1番地																												
宮古市立学校川井給食センター	宮古市川井第5地割9番地8																												
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>学校給食の実施の対象となる学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">宮古市立学校新里給食センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市立新里小学校</td> </tr> <tr> <td>宮古市立川井小学校</td> </tr> <tr> <td>宮古市立第一中学校</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市立新里中学校 宮古市立川井中学校</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮古市立学校重茂給食センター</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校給食の実施の対象となる学校	宮古市立学校新里給食センター	[略]	宮古市立新里小学校	宮古市立川井小学校	宮古市立第一中学校	[略]	宮古市立新里中学校 宮古市立川井中学校	[略]		宮古市立学校重茂給食センター	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>学校給食の実施の対象となる学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">宮古市立学校新里給食センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市立新里小学校</td> </tr> <tr> <td>宮古市立第一中学校</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市立新里中学校</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮古市立学校重茂給食センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市立学校川井給食センター</td> <td>宮古市立川井小学校 宮古市立川井中学校</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校給食の実施の対象となる学校	宮古市立学校新里給食センター	[略]	宮古市立新里小学校	宮古市立第一中学校	[略]	宮古市立新里中学校		[略]		宮古市立学校重茂給食センター	[略]	宮古市立学校川井給食センター	宮古市立川井小学校 宮古市立川井中学校
区分	学校給食の実施の対象となる学校																												
宮古市立学校新里給食センター	[略]																												
	宮古市立新里小学校																												
	宮古市立川井小学校																												
	宮古市立第一中学校																												
	[略]																												
	宮古市立新里中学校 宮古市立川井中学校																												
[略]																													
宮古市立学校重茂給食センター	[略]																												
区分	学校給食の実施の対象となる学校																												
宮古市立学校新里給食センター	[略]																												
	宮古市立新里小学校																												
	宮古市立第一中学校																												
	[略]																												
	宮古市立新里中学校																												
[略]																													
宮古市立学校重茂給食センター	[略]																												
宮古市立学校川井給食センター	宮古市立川井小学校 宮古市立川井中学校																												
備考 改正部分は、下線の部分である。																													

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

宮古市立学校川井給食センターを廃止し、宮古市立学校新里給食センターの学校給食の実施の対象となる学校に、宮古市立川井小学校及び宮古市立川井中学校を加えようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第15号

田老総合事務所庁舎移転新築（建築）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

平成31年2月27日に議会の議決を経た田老総合事務所庁舎移転新築（建築）工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約金額中「201,960,000円」を「225,880,600円」に改める。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

田老総合事務所庁舎移転新築（建築）工事において、現場精査による設計変更に伴い、契約金額を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

変更の概要

- 1 工事名 田老総合事務所庁舎移転新築（建築）工事
- 2 工事場所 宮古市田老一丁目3番37、3番38、田老字館が森155番7の一部地内
- 3 工期 変更前 平成31年2月28日から令和2年1月23日まで  
変更後 平成31年2月28日から令和2年4月15日まで
- 4 請負者 住所 宮古市保久田8番10号  
名称 株式会社佐々木組三陸営業所  
所長 伊藤 啓一

5 変更内容

- (1) 土工において、現場精査の結果、発生土運搬場所の変更に伴う運搬距離の延長及び山留工法の変更をするもの。
- (2) 地業において、騒音対策のため、杭工事に係る施工時間を短縮するとともに工期を延長し、及び杭頭処理場所を変更しようとするもの。
- (3) 共通仮設費において、仮囲いの仕様を変更するもの。また、線路閉鎖作業に係る作業員を増員するもの。
- (4) 躯体コンクリート工において、工期短縮のための強度変更及び冬期間養生による工期延長をするもの。
- (5) 建具について、仕様の変更及び防煙垂れ壁の追加をするもの。

変更内容	変更前数量	変更後数量	増減	変更金額
土工				
発生土運搬	0.5 km	4.0 km	3.5 km	1,401,825 円
山留め	一式	一式	—	4,121,159 円
地業				
杭工事	一式	一式	—	2,674,476 円
共通仮設費				
仮囲い	H=2.0m	H=3.0m	H=1.0m	1,461,088 円
線路閉鎖作業労務費	135 人	155 人	20 人	2,831,008 円
躯体コンクリート工	一式	一式	—	494,773 円
建具	一式	一式	—	1,030,694 円
諸経費				7,730,977 円
小計				21,746,000 円
消費税				2,174,600 円
合計				23,920,600 円

議案第16号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	陸前高田市及び大船渡市営林組合
釜石大槌地区行政事務組合	二戸地区広域行政事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	岩手・玉山環境組合
宮古地区広域行政組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡北部行政事務組合
一関地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
大船渡地区消防組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議案第17号

岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を別紙のとおり定めることに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退ことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分を行うことについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 別紙

### 財産処分に関する協議書

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 岩手県市町村総合事務組合は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務（以下「退職手当支給事務」という。）の共同処理を行うために岩手県市町村総合事務組合に納付した負担金総額（事務費相当額を除く。）から、岩手県市町村総合事務組合が盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の職員に支給した退職手当の総額を控除した額（以下「還付金」という。）のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を盛岡市に還付するものとする。
- 2 還付金のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理している矢巾町の持分額に相当する額については、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の脱退にかかわらず、岩手県市町村総合事務組合に帰属させるものとする。

議案第18号

宮古地区広域行政組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

宮古地区広域行政組合同規約の一部を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

宮古市長 山本正徳

理由

消防設備の建設等及び災害廃棄物の処理等に要する経費の負担割合等を定めるため、宮古地区広域行政組合同規約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約

宮古地区広域行政組合規約（昭和48年岩手県指令地第110号）の一部を次のように変更する。

変更後		変更前	
別表（第15条関係）		別表（第15条関係）	
負担すべき経費	負担割合	負担すべき経費	負担割合
1 次号から第27号までに規定する経費以外の経費	[略]	1 次号から第24号までに規定する経費以外の経費	[略]
2～14 [略]		2～14 [略]	
15 消防庁舎、消防ポンプ自動車、救急自動車、 <u>消防指令システム</u> 、 <u>消防救急無線設備</u> その他消防に要する施設（以下この号において「消防施設」という。）の建設又は購入に要する経費	消防施設の存する市町村につき、それぞれ100パーセント	15 消防庁舎、消防ポンプ自動車、救急自動車、 <u>消防専用電話装置の設置</u> その他消防に要する施設（以下この号において「消防施設」という。）の建設又は購入に要する経費	消防施設の存する市町村につき、それぞれ100パーセント
16～24 [略]		16～24 [略]	
25 <u>消防指令システム</u> 、 <u>消防救急無線設備</u> のうち、共用する部分の建設又は購入に要する経費	地方交付税法の規定に基づく前年度の消防費に係る基準財政需要額のうち、 <u>宮古市</u> にあつては70パーセント、 <u>宮古市以外の関係団体</u> にあつては60パーセントの額の構成比率による割合		
26 <u>消防救急無線設備</u> のうち、 <u>十二神基地局</u> の建設又は購入に要する経費	<u>宮古市</u> 62.6パーセント <u>山田町</u> 37.4パーセント		
27 <u>災害廃棄物の処理及び処分</u> に要する経費	利用割 100パーセント（当該年度の利用実績によるものとする。）		
備考		備考	
1 [略]		1 [略]	
2 利用割の基準となるべき数値は、第21号、 <u>第24号</u> 及び <u>第27号</u> の規定を除き、前前年度における利用実績によるものとする。		2 利用割の基準となるべき数値は、第21号及び <u>第24号</u> の規定を除き、前前年度における利用実績によるものとする。	
備考 変更部分は、下線の部分である。			



附 則

この規約は、令和2年2月1日から施行する。